

議案第 2 号

情報化推進対策特別委員会の設置について

別紙要綱により、情報化推進対策特別委員会を設置する。

平成 13 年 7 月 18 日提出

全国知事会
会長 土屋義彦

情報化推進対策特別委員会設置要綱(案)

1 設置の目的

全国知事会に、情報化推進対策特別委員会を設置し、情報通信技術（IT）の積極的な展開方策等について総合的に検討し、適切な施策を強力に推進するものとする。

2 組織

(1) 委員会

- ① 委員会は、おおむね知事15名程度をもって組織する。
- ② 委員は、全国知事会会長が委嘱する。
- ③ 委員長は、委員の互選による。
- ④ 委員長は、会議を主宰し、委員会を代表する。
- ⑤ 委員以外の知事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(2) 幹事会

- ① 委員会にその審議を補佐するため、幹事会を設置することができる。
- ② 幹事は、委員都道府県の関係部長をもってこれにあてる。

3 事務

委員会の事務は、全国知事会事務局において処理する。

4 施行

この要綱は、平成13年7月18日から施行する。